

神栖市イメージキャラクター「カミスココくん」着ぐるみの貸出しに関する要項

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市のイメージキャラクター「カミスココくん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(借用申請)

第2条 着ぐるみを借用しようとする者は、借用しようとする日の3か月前から7日前までに神栖市イメージキャラクター着ぐるみ借用申請書(様式第1号)を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、その貸出しを承認し、神栖市イメージキャラクター着ぐるみ借用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出しの制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しない。

- (1) 神栖市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長が着ぐるみの貸出しについて不適當であると認めるとき。

(貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として5日間以内とする。

(貸出料金)

第5条 着ぐるみの貸出料金は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 借用の承認を受けた者(以下「借用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみの搬出及び搬入は、借用者が行うこと。
- (3) 着ぐるみの装着方法及び動き方について、事前に市職員による講習を受けること。
- (4) 介助者が必ず1名以上付くこと。

- (5) 雨天時は、屋外では使用しないこと。
- (6) 着ぐるみによる事故等があった場合、借用者の責任とすること。
- (7) 借用期間を遵守すること。
- (8) 着ぐるみを返却する際は、バッテリーを満充電とするほか、着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。
- (9) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 市長は、借用者が前条に規定する事項を遵守しなかったときその他この告示の規定に違反したときは、その承認を取り消し、以後の貸出しは承認しないものとする。この場合において、借用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(現状復帰)

第8条 借用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、速やかに修補し、又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。ただし、修補が困難な状態までに破損した場合は、借用者が実費弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、借用者はこれに従わなければならない。

(着ぐるみ使用における損害の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、借用者が被った損害、又は借用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年5月25日から施行する。

年 月 日

神栖市長 様

申請者 住所
団体名
代表者名 印

神栖市イメージキャラクター着ぐるみ借用申請書

神栖市イメージキャラクター着ぐるみの借用について、神栖市イメージキャラクター「カミスココくん」着ぐるみの貸出しに関する要項第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

イベント名	
イベント内容	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸出希望日	年 月 日
返却予定日	年 月 日
講習希望日	年 月 日 時から (平日の8時30分から17時15分の間で希望してください。)
担当者	住所 氏名 連絡先

※イベント内容の分かる資料等があれば、添付すること。

第 号
年 月 日

様

神栖市長

印

神栖市イメージキャラクター着ぐるみ借用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった神栖市イメージキャラクターの着ぐるみの借用申請について、神栖市イメージキャラクター「カミスココくん」着ぐるみの貸出しに関する要項第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 貸出期間

貸出日	年	月	日				
貸出期間	年	月	日から	年	月	日まで	
返却日	年	月	日				
講習日	年	月	日	時から			

2 神栖市イメージキャラクター着ぐるみ借用申請書の内容のとおり使用すること。

3 神栖市イメージキャラクター「カミスココくん」着ぐるみの貸出しに関する要項を遵守すること。

4 付記事項

着ぐるみの装着者は、身長160cm～170cm程度とし、18歳未満は必ず保護者又は責任者の同意を得ること。